

# 11-06MJ 外部実地研修の単位認定申請について

教務学生委員会

## 1. 「外部海外実地研修 A・B」について

- (1) 履修生が参加する「外部海外実地研修 A・B」は OFW に相当する内容及びプログラムを持つこと。すなわち、**適当と認められる研修機関あるいは研修プログラムにおいて、実地研修内容に関する座学研修を受け、その指導のもとでフィールドワーク研修を実施**すること。

日本国外に所在する国際機関、行政機関、民間団体等の本部または出先機関において、インターンシップに従事したか、それらの団体で研修を受けた場合、「外部海外実地研修 A・B」の単位認定を申請することができる。この場合、オンラインで提供されるインターンシップ・プログラムまたは研修プログラムへの参加を含む。

- (2) 事前に指導教員の承認を得た上で、原則、研修終了後 3 か月以内に、単位認定申込書及びその他の資料を文系教務課・国際開発研究科担当に提出すること。提出書類は下記 3 を参照のこと。
- (3) 教務学生委員会の単位認定（成績付けを含む）に関する審議に基づき、教務学生委員長が単位認定を行う。

## 2. 「外部国内実地研修 A・B」について

- (1) 履修生が参加する「外部国内実地研修 A・B」は DFW に相当する内容及びプログラムを持つこと。すなわち、**適当と認められる研修機関あるいは研修プログラムにおいて、実地研修内容に関する座学研修を受け、その指導のもとでフィールドワーク研修を実施**すること。

日本国内に所在する国際機関、行政機関、民間団体等の本部または出先機関において、インターンシップに従事したか、それらの団体で研修を受けた場合、「外部国内実地研修 A・B」の単位認定を申請することができる。この場合、オンラインで提供されるインターンシップ・プログラムまたは研修プログラムへの参加を含む。

- (2) 事前に指導教員の承認を得た上で、原則、研修終了後 3 か月以内に、単位認定申込書及びその他の資料を文系教務課・国際開発研究科担当に提出すること。提出書類は下記 3 を参照のこと。
- (3) 教務学生委員会の単位認定（成績付けを含む）に関する審議に基づき、教務学生委員長が単位認定を行う。

## 3. 研修後に文系教務課・国際開発研究科担当へ提出する書類（所定の様式は、GSID ウェブサイトからダウンロードすること。）

- (1) 単位認定申込書（様式あり）
- (2) 研修内容を記載したプログラム等
- (3) 研修時間記録表及び研修実施確認書（様式あり、研修機関で証明を受けること）  
座学研修・フィールドワーク研修（実務研修を含む）の時間配分が適切であり、座学研修・フィールドワーク研修の総時間数が「**実地研修A**」にあつては**実習1単位相当の22.5時間以上**、「**実地研修B**」にあつては**実習2単位相当の45時間以上**であること。ただし、**実習時間中にレポート執筆が含まれているプログラムの場合は**、研修の総時間数が「**実地研修A**」にあつては**30時間以上**、「**実地研修B**」にあつては**60時間以上**であること。
- (4) レポート  
A4 にタイプすること。「**実地研修 A**」にあつては**英語 1,600 語（日本語 4,000 字）以上**のレポート、「**実地研修 B**」にあつては**英語 3,200 語（日本語 8,000 字）以上**のレポートの提出が必要である。剽窃チェックを行い、類似率を(1)単位認定申込書に記入すること。ここでいうレポートとは、研修中に本人に配布された資料等ではなく、**本人が研修期間中に業務として調査執筆したもの、また研修期間中に執筆したレポートがない場合は、研修終了後に研修で得られた知見について考察したレポート**をいう。
- (5) 研修レポート執筆証明書（履修者本人が研修期間中に業務として執筆した場合に必要）（様式あり）